平成２５年（フ）第４９０４号
東京都千代田区三崎町３－１－３　榎本ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区台東２丁目23番４号
破産者　株式会社エムジェイズ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９０５号
千葉県市原市八幡821－３－203、住民票上の住所東京都江東区北砂１丁目４－16－504
破産者　土井　哲夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２０号
東京都大田区羽田３丁目３番16号　フラッグ201、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区東矢口１丁目６番17－105号
破産者　有限会社セットイン
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５２号
東京都江戸川区中葛西５丁目18番12号
破産者　株式会社エム・アール・ケー
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５３号
東京都江戸川区中葛西５丁目18－12－402
破産者　矢尾板　誉
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９３号
埼玉県越谷市大字恩間98番地２－203号
破産者　有限会社エムズ・インフィニティ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９４号
埼玉県越谷市蒲生４丁目10－24
破産者　松橋　利夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０７号
東京都足立区梅田２丁目23番15号
破産者　有限会社インテリア・オムニス
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０８号
東京都文京区本郷２丁目29番１号
破産者　株式会社ＪＧＭ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４６号
東京都世田谷区桜３丁目８番17号
破産者　有限会社聖徳堂
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４７号
東京都板橋区蓮根２丁目29－11－405
破産者　壽松木郁雄
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１８７号
東京都品川区広町１丁目５番28号－204
破産者　有限会社ベストラベル印刷
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１８８号
千葉県木更津市桜町２丁目10－１　桜町ガーデンハウスＡ棟１号
破産者　岡　　賢二
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１８９号
千葉県木更津市桜町２丁目10－１　桜町ガーデンハウスＡ棟１号
破産者　岡　千代子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２０４号
東京都練馬区上石神井３丁目23番５号
破産者　株式会社アプレシオ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０８号
東京都八王子市初沢町1227－４　高尾パークハイツＡ－822
破産者　城戸崎博子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８３２号
東京都大田区東糀谷５丁目17－14－602
破産者　小暮　桂子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６５号
東京都武蔵野市中町２丁目27－２　山田荘
破産者　長島　和男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９８７号
千葉県船橋市宮本４丁目８－15－201
破産者　吉野　章男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９８８号
千葉県船橋市宮本４丁目８－15－201
破産者　工藤はるみ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１５号
東京都中野区江原町２丁目３－１－201
破産者　佐藤　　斉
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２０号
東京都練馬区光が丘７丁目７－３－104
破産者　桐山　志郎
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部